

善監委告示第2号

平成30年2月26日付け善監委第5号で提出した平成29年度定期監査（後期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成30年4月2日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 内田 等

平成29年度定期監査（後期分）

監査指摘事項の取組について

各課共通指摘事項

【総務課，社会福祉課，子ども課，商工観光課 指摘事項】

収入印紙の貼付について（請負等の契約書）

印紙税法により，契約書には法律に規定している「請負」等に相当する業務が含まれる契約書は，法律に規定されている国等の法人及び特定の契約書を除いて，印紙の貼付が必要とされている。

しかし，今回の監査において，本来，印紙を貼付すべき契約書なのに，印紙がないものが，一部の契約書に見られた。

今後，個々の契約内容を精査し，疑義のある場合は所轄の税務当局へ確認する等，印紙税法を遵守されたい。

【検討結果】

監査における指摘事項に基づき，その内容等を精査した結果，一部の契約書について，印紙税の課税文書に該当するにもかかわらず，印紙の貼付がないことが判明した。

今後，各種契約の締結にあたっては，印紙税の課税文書に該当するか否かに留意し，必要に応じて税務署等に確認する等，適切な対応に努める。

個別指摘事項

【秘書課指摘事項】

非正規職員の職員に占める比率及び会計年度任用職員について

「平成28年度の人事行政の運用等の状況について」の報告によれば，職員270人に対して非正規職員338人の計608人で市の行政が行われている。職員に占める非正規職員の比率は，55.6%で県内8市の中でも最大に近い比率である。因みに，平成24年4月1日現在の全国の比率は，17.9%である。

ところで、地方公務員法及び地方自治法の一部改正（平成32年4月1日施行）により、会計年度任用職員の制度が制定され、一部には条例制定を伴うものも生じてきたところである（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について：平成29年6月28日付け総務省自治行政局公務員部長通知）。

また、同通知では会計年度任用職員の任期において、「客観的な能力の実証を経て再度任用されることはありうるもの」との記載がある。

今後、このような制度移行に当たっては、現在、勤務に当たっている非正規職員に混乱が生じないよう配慮して、移行年度に対処していくことを検討されたい。

【検討結果】

非正規職員比率の改善のため、平成29年度において、各課に所属する非常勤職員の行っている業務について、正規を配置すべきもの、短時間勤務の職で足りるもの等を、政策課と共に各課ヒアリングを実施し、適正な職員数を検討した。

今後、業務のアウトソーシングを含めた検討を進めることとしている。

平成32年度から、会計年度任用職員としての任用が見込まれる非常勤職員については、勤務時間の見直しにより、共済組合への加入や退職手当の予算計上が必要となり、財政的負担が大きくなると考えられている。

また、社会保険から共済組合への切り替えや雇用保険の喪失処理等の事務量の増大が見込まれ、労務管理も煩雑になると懸念しており、移行年度においては最低限必要な人数となるよう検討を重ね、移行時の混乱が生じないよう努める。

【社会福祉課指摘事項】

社会福祉法人の情報の公表について

社会福祉法人の情報の公表は、市民の利便性を資するためにも、本市のホームページにおいて、定款等の関係書類を公表されたい。

このことは、平成29年4月1日に施行された社会福祉法改正により、社会福祉法人の情報公開に関する規定が改正され、定款等の関係書類をインターネットで公表する義務が課せられたところであり、市が公表を行うことで、当該公表を行ったものとみなされる規定にも適応するものと考えられる。

【検討結果】

社会福祉法人は、高い公共性と非営利性を備えた法人であり、その運営についての説明責任を十分に果たす必要があるため、平成29年4月の社会福祉法改正において、定款、計算書類、役員報酬基準等について、インターネットを活用して公表することが義務付けられている。

インターネットでの公表が出来ていない法人に対しての県の見解は、まずは法人が自ら公表努力をするよう市から指導を行うこと、とされている。

このことを踏まえ、インターネットでの公表が出来ていない所轄法人については、掲載努力をするよう指導を継続し、今後においては、所轄法人がホームページで公表している情報のリンク先を、市のホームページで集約して掲載する。

なお、現況報告書、計算書類（資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表）、社会福祉充実計画（社会福祉充実残額が生じた場合のみ）は、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム「WAM NET」で公表している。

【農林課指摘事項】

民有林等の健全な維持管理と市施策の整備について

市環境基本計画等に、民有林等の計画的な造林の推進、山林の健全な維持管理は、「市の取組み」と明記されている。これらの事業を補助する補助金として、香川県において県単独造林事業補助金等が準備されている。

ところが、本市には、このような山林の維持管理を補助する補助金交付要綱等が未整備である。

今後、森林所有者への山林の管理支援体制の一つである補助金を、施策として整備していくように検討されたい。

【検討結果】

国及び県の補助事業を活用している市町の状況を調査するとともに、本市の森林管理に適した施策として補助事業を研究する。